



防災組合ニュース

THE BOSAI-KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp

営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 月度理事会の概要	1
------------	-------	---

情 報

- ◎ 官報 (号外第284号) 平成25年12月27日
政令第368号 消防法施行令の一部を改正する政令 5~6
- ◎ 消防庁調査「診療所のスプリンクラー、入院施設94%なく」
日本経済新聞 平成26年1月16日 7
- ◎ 「消防署への火災自動通報装置、小規模医院も設置義務」
朝日新聞 平成26年1月16日 8

事務局だより

- ・組合員情報 9
- ・共済制度について 9
- ・注文は今後も FAX で 9

1 月度理事会兼役員会の概要

開催日時： 平成26年1月16日（木）13時00～16時30分

開催場所： 東京ガーデンパレス 3階会議室（桂）
文京区湯島1-7-5

理事総数： 10人

出席理事数： 9人

出席役員の名： 理事

永井龍馬、藤岡久、広江隆一、大塚浩二、
荻英夫、磯部了三、永見壽敏、松原宗一、
岡野和郎、

監事 中山悦義 相談役 千葉平八

(1) 理事長挨拶

皆様、あけましておめでとうございます。

それでは只今から、1月度理事会兼役員会ということで始めさせていただきます。この後新年賀詞交歓会が予定されていますので、効率的に審議を進めたいと思います。

ご協力を宜しく申し上げます。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

- ・ 1月6日（月）東京消防出初式
- ・ 1月6日（月）（一社）全国消防機器協会・新年名刺交換会
- ・ 1月10日（金）三役による関連団体への新年挨拶まわり。
- ・ 1月17日（金）神奈川県防災消防協同組合新年賀詞交歓会
・・・ 永井理事長出席予定。
- ・ 1月22日（水）国土交通省新年のご挨拶に伺う。
・・・ 藤岡副理事長・広江副理事長・岡野事務局長
- ・ 組合退会（12月末日） 株式会社プロテクト

② 広報

・防災組合ニュース1月10日号 発行。

③ 教育

・1月21日(火) 予定の防排煙設備実務講習会は参加申込者数が少なかった(6名)ため、延期とする。

④ 福利厚生・企画

・12月19日(木) ボウリング大会(高田馬場 BIGBOX、25名参加)及び忘年会(ゆず小町、31名参加)の収支報告。

⑤ 財務

売上・粗利益は昨年に比べ下がっており、このまま推移すると、今年度の決算は厳しい状況になりそうである。

⑥ 共同購買

2月・3月の年度末の売上増を期待しているが予断は許されない。引き続き、共同購買事業への各位のご理解・ご協力を引き続きお願いする。

⑦ 開発

特になし。

⑧ 研究部会

組合扱い商品候補について、次月理事会までに委員会で検討し検討結果を報告する。

⑨ 防排煙設備検討委員会

・2月6日(木) 検討委員会を開催する予定。

⑩ 青年部会

・1月24日(金)、青年部新年会を行う。

⑪ 支部運営促進

特になし。

⑫ その他の事業

- ・ 損害賠償団体保険の更新手続き中です。

(3) 議案の審議

第1号議案 新年賀詞交歓会の役割分担について

平成26年1月16日(木) 午後3時00分～5時00分

役割分担の確認を行った。

(4) その他

- ・ 次回理事会 平成26年2月20日(木)

平成26年1月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
12月19日 (木)	12月度理事会 (文京区民センター2階B会議室) 忘年ボウリング大会 (高田馬場 BIG BOX・ゆずの小町)	
12月26日 (木)	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長 (会社にて)
12月27日 (金)	組合事務所仕事納め	
1月 6日 (月)	組合事務所仕事始め 東京消防庁出初式 (東京ビックサイト)	・・・ 松原理事 (一社) 全国消防機器協会 新年名刺交換会 (明治記念館) ・・・ 永井理事長、岡野事務局長
1月 8日 (水)	東京都中小企業団体中央会新年賀詞交歓会 (目黒 雅叙園)	・・・ 岡野事務局長
1月10日 (金)	三役関連団体新年挨拶回り 東京消防庁予防部、(一財) 日本消防設備安全センター (一社) 全国消防機器協会、東京都中小企業団体中央会 (一財) 東京防災救急協会、(一社) 日本火災報知機工業会 東京消防庁本郷消防署 永井理事長、藤岡副理事長、広江副理事長、大塚専務理事、 岡野事務局長	
	業務決裁	・・・ 藤岡副理事長 (組合事務所)
	防災組合ニュース発行	
1月16日 (木)	1月度理事会兼役員会 平成26年新年賀詞交歓会 (東京ガーデンパレス)	
1月17日 (金)	神奈川県防災消防協同組合 賀詞交歓会 (ワークピア横浜)	・・・ 永井理事長

本号で公布された

法令のあらまし

◇消防法施行令の一部を改正する政令（政令第三六八号）（総務省）

1 対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直し
対象火気器具等を、祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することとした。（第五条の二第一項関係）

2 スプリンクラー設備に係る技術上の基準の見直し
（一）避難が困難な要介護者又は障害者等を主として入所させる社会福祉施設等（別表第一（六）項口に掲げる施設）のうち、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のものについて、（二）に定めるものを除き、延べ面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することとした。（第一二条第一項関係）

（二）別表第一（六）項口（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物のうち、介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあっては、延べ面積が二七五平方メートル以上のものにスプリンクラー設備を設置することとした。（第一二条第一項関係）

3 自動火災報知設備に係る技術上の基準の見直し
別表第一（5）項イに掲げる防火対象物、同（六）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）並びに同（一六）の二項に掲げる防火対象物（第三号及び前

二号に掲げるものを除く。）の部分で、同（5）項イに掲げる防火対象物及び同（六）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供されるものに対して、延べ面積に関わらず自動火災報知設備を設置することとした。（第二一条第一項関係）

4 その他
その他所要の規定の整備を図ることとした。
施行期日等
（一）所要の経過措置を設けることとした。（附則第二号及び第三号関係）

5 この政令は、平成二十七年四月一日から施行することとした。ただし、第五条の二第一項の改正規定は、公布の日から施行することとした。

政

令

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百六十八号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条、第十七条第一項及び第十七条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。
第五条の二第一項に次の一号を加える。

六 対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第十二条第一項第一号中「別表第一（六）項口」を「次に」に改め、「延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものうち」を削り、同号に次のように加える。

イ 別表第一（六）項口（1）及び（3）に掲げる防火対象物

ロ 別表第一（六）項口（2）、（4）及び（5）に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあっては、延べ面積が二百七十五平方メートル以上のものに限る。）

第二十一条第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一（二）項二、（四）項イ、（六）項口、（七）項口及び（七）項に掲げる防火対象物

ロ 別表第一（六）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
第二十一条第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のもの

イ 別表第一（一）項、（二）項イからハまで、（三）項、（四）項、（六）項二、（六）項イ及び（一六）の二項に掲げる防

火対象物

ロ 別表第一（六）項イ及びハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）
第二十一条第一項第九号を次のように改める。

九 別表第一（一六）の二項に掲げる防火対象物（第三号及び前二号に掲げるものを除く。）の部分で、

次に掲げる防火対象物の用途に供されるもの

イ 別表第一（二）項二、（四）項イ及び（六）項口に掲げる防火対象物

ロ 別表第一(イ)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
第三十五条第一項第一号を次のように改める。
一 次に掲げる防火対象物

イ 別表第一(ロ)項二、(四)項イ及び(六)項ロに掲げる防火対象物

ロ 別表第一(イ)項イ及びハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

ハ 別表第一(イ)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物(イ又はロに掲げる防火対

象物の用途に供される部分に限る。)

第三十五条第一項第二号中「別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ」を「別表第一(一)項、(二)項イから

八まで、(三)項、(四)項」に、「同表(イ)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、

同表(イ)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るもの」を「前号ロ及びハに掲げるもの」
に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の二第一項の改正規定並
びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する改正規定の施行の際現に効力を有する消防法第九条の市町村条例が
前条ただし書に規定する改正規定による改正後の消防法施行令第五条の二第一項に規定する条例制
定基準(以下「新基準」という。)に適合しないこととなる場合における同法第九条の市町村条例に
係る基準については、平成二十六年八月一日以前において新基準に従い当該条例の改正が行われる
までの間に限り、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際、現に存するこの政令による改正後の消防法施行令(以下「新令」とい
う。)別表第一(イ)項ロ及び(イ)項イに掲げる防火対象物(同表(イ)項イに掲げる防火対象物にあつては、
同表(イ)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同
じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表(イ)項ロ及び(イ)項イに掲
げる防火対象物におけるスプリンクラー設備に係る技術上の基準については、新令第十二条の規定
にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する新令別表第一(四)項イ、(六)項イ及びハ、(イ)項イ並びに十六の二項

に掲げる防火対象物(同表(イ)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあつては、同表(四)項イ又は

(イ)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項にお

いて同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表(四)項イ、(イ)項イ

及びハ、(イ)項イ並びに十六の二項に掲げる防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基

準については、新令第二十一条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従
前の例による。

(消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第八十八号)の一部を次のように改
正する。

附則第五条第一項中「並びに(イ)項イ」を「(イ)項イ並びに十六の二項」に改め、「同表(イ)項イ」の

下に「及び十六の二項」を加え、同条第二項中「並びに(イ)項イ」を「(イ)項イ並びに十六の二項」

に改める。

総務大臣 新藤 義孝
内閣総理大臣 安倍 晋三

診療所のスプリンクラー

入院施設94%なく

消防庁調査

総務省消防庁は16日、全国の入院設備がある診療所の94・6%でスプリンクラーが設置されてい

ないとする調査結果を公表した。福岡市の診療所で昨年10月、入院中の高齢者ら10人が死亡した火

災を受けて実施、再発防止策を話し合う消防庁の検討部会で報告した。

検討部会は、延べ床面積6千平方メートル未満の小規模施設にも、スプリンクラーの設置義務を拡大する必要があるとの方向で

一致。3月末までに中間報告をまとめる。

調査によると、入院設備がある7744の診療所のうち、昨年10月時点でスプリンクラー設置は416カ所にとどまった。設置している診療所

のうち78カ所は設置義務があるところだった。

厚生労働省は昨年12月、入院施設がある小規模診療所に設置する場合、1平方メートルあたり1万7千円の補助金を出す方針を決めている。

2014
1/16
日経

消防署への火災自動通報装置

小規模病院も設置義務

福岡市博多区の整形外科で昨年10月、入院患者ら10人が死亡した火災を受け、総務省消防庁は16日、すべての病院・医院に火災報知設備の設置を義務づける方針を固めた。これまでは病院・医院のうち、延べ床面積が500平方メートル未満の小規模施設に設置義務はなかった。近く消防法施行令を改正する。

福岡火災受け

火災報知設備は、電話回線を利用して最寄りの消防署に火災発生を知らせる機器。ボタンを押すタイプのほか、煙や熱の感知器と連動し、ボタン操作が不要のものもある。延べ床面積500平方メートル以上の病院・医院、一定規模以上の集客施設と学校のほか、有料老人ホームや認知症高齢者グループホームに設置が義務づけられていた。

運転手に通報を頼んでいたという。また、医院の職員らが初期消火をできなかったことから、小規模施設を対象にした防災訓練マニュアルを作成する。設置義務が新たに広がる火災報知設備は、火災報知機の一つ。火災報知機は、消防機関だけでなく、設置施設内にいる人や警備会社などに火災の発生を知らせ

る設備の総称という。火災は10月11日未明に起きた。入院患者8人と元院長夫妻が死亡した。夜間の当直勤務についていたのは、女性看護師1人。1、4階にあった防火扉のうち、少なくとも6枚が作動せず、火元とみられる1階から煙が階段を通って一気上昇して被害を広げた。

(高橋淳)

新たな設置義務づけの方針はこの日の有識者会議で、消防庁が示した。火災のあった整形外科で通報が

事務局だより

◎組合行事予定

○組合退会（12月末日） 株式会社プロテクト（東京第5支部）

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。